

<タイのノンイミグラント B-Visa (就労/ワーキング) 取得必要書類の差異 (東京 & 大阪) >

【日本国籍者の現地採用向け】

以下、タイ王国東京大使館と大阪総領事館とで異なる箇所は赤字で表記

4/28/2022時点

No.	準備必要書類	東京 or 大阪	東京大使館	大阪総領事館	労働者側 (貴方)	雇用主側 (会社)
No.1	パスポート	東京/大阪ともに必要	・有効期限が6ヶ月以上有効なもの ・査証欄の余白部分が2ページ以上あるもの	・未使用の査証欄が2ページ以上必要 ・コピーは顔写真のある面をA4 サイズで取ること	●	×
No.2	申請書	東京/大阪ともに必要	・全ての欄を記入し、パスポートと同一の署名したもの ・HPからダウンロード可能 (英文のみ)	・全ての欄を記入し、パスポートと同一の署名したもの ・HPからダウンロード可能 (和訳付き英文)	●	×
No.3	申請者カラー写真1枚	東京/大阪ともに必要	・縦 4.5 cm×横 3.5 cm (6 カ月以内にカラーで撮影) ・申請用紙に貼り付けて提出	・縦 4.5 cm×横 3.5 cm (6 カ月以内にカラーで撮影) ・申請用紙に貼り付けて提出	●	×
No.4	経歴書	東京/大阪ともに必要	・全ての欄を記入し、申請者が署名したもの ・HPからダウンロード可能 (英文のみ)	・全ての欄を記入し、申請者が署名したもの ・HPからダウンロード可能 (英文のみ)	●	×
No.5	タイの雇用主からの招聘状原本 (Invitation Letter)	東京/大阪ともに必要 ※ただし若干条件異なる	招聘状は会社のシタヘット入りの用紙に、申請者名、就労時の役職、給与の額、入国日、就労期間、必要とされるビザの種類、社判・社印・角印入り、そしてタイ商務省発行の会社社簿本に名前が記載されている代表者の直筆署名を含む ※タイ商務省発行の会社社簿簿本コピーの提出を求める場合があります。 ※招聘状の代表者署名が欠けている場合、他の人に代理として権限を委任する委任状の提出を求める場合があります。	招聘状は会社のシタヘット入りの用紙に、申請者名・会社名・役職名・部署名・月給・入国目的(業務内容)・入国日・滞在期間・必要とされるビザの種類を記載、社印の捺印および代表者(サイン権保有者)の直筆署名が必要 ※タイ側の招聘状の署名者はタイ商務省発行の登記簿簿本に記名のある者。 ※招聘状の代表者署名が欠けている場合、ビザ申請の際に他の人に代理として権限を委任する委任状を提出すること ※署名者の旅券のコピーあるいはタイ国民身分証明書 (ID カード) のコピーの余白に署名したものを添付すること ※宛名は[Royal Thai Consulate-General, Osaka]のみとする	×	●
No.6	航空券 (Eチケット) または航空会社発行の予約確認書コピー	東京/大阪ともに必要	・申請者名、タイ入国日が明記されていること	・申請者名・便名・タイ入国日が確認できるもの	●	×
No.7	右側3点のいずれかの書類	東京/大阪ともに必要	以下のいずれかの書類(全ての申請者に必要) A. 有効期限がある労働許可証(Work Permit)のコピー B. タイ労働福祉省雇用部門発行のThe letter of consideration of Work Permit Form WP 3 のコピー C. タイ投資委員会(BOI)もしくはIndustrial Estate Authority Of Thailand(IEAT)からのビザ申請承認状のコピー ※上記A～Cまで全て見本有り	以下のいずれかの書類(全ての申請者に必要) A. 就労者の有効な労働許可証のコピー B. タイ労働福祉省発行のForm WP3のコピー C. Industrial Estate Authority of Thailand (IEAT) もしくはタイ投資委員会 (BOI) が発行した証明書のコピー	×	●
No.8	以前の労働許可書のコピー (タイでの勤務経歴有りの場合)	東京のみ	以前タイで就労したことがある申請者は、以前の労働許可書 (Work Permit) のコピー		●	×
No.9	身元保証書 (Guarantee Letter) 原本及び身元保証人の身分証明書	大阪のみ		・身元保証人の直筆署名(パスポートと同一のもの)が必要 ・身元保証人は成人で日本で連絡の取れる方(同行者は不可) ・身元保証人は原則日本国籍者(日本の永住許可を保持する日本国籍者以外は可) 身元保証人の身分証明書 ●日本国籍者 1.パスポートコピー 顔写真面 2.パスポートをお持ちでない方は運転免許証あるいはマイナンバーの表裏コピー ※運転免許証あるいはマイナンバー表裏コピーの余白に直筆署名(身元保証書の署名と同一のもの)が必要 ●日本の永住許可を保持する日本国籍者以外 1.パスポートコピー (氏名および顔写真面・パスポート番号面・サイン面) 2.在留カードコピー (表裏)	●	×
No.10	タイの雇用会社の登記簿簿本	大阪のみ		・原本 もしくは全ページに社印の捺印および代表者の直筆署名があるコピー。 ・署名者は、タイ商務省発行の登記簿簿本に記名のある者 ・就職先との雇用契約書 (私の経験では内定通知書で代用可)	●	×
No.11	雇用契約書	大阪のみ		・就職先との雇用契約書 (私の経験では内定通知書で代用可)	●	●
No.12	卒業証明書もしくは退職証明書	大阪のみ		卒業証明書もしくは退職証明書 (両方取得しておいた方がベター)	●	×
No.13	アスリート、スポーツ選手または、アスリート、スポーツ関係者などの関係者としてタイで就労する場合	大阪のみ		・申請の際は事前にタイ外務省に手続き済みであることが前提 ・本人申請・受領のみ、下記の書類が追加となります。 1.日本側でサッカーチームに所属している/していた場合、そのサッカーチームからの在職証明書/職歴証明書 2.無犯罪証明書 原本 1部 ※発行後3ヶ月以内/本人開封無効/要外務省認証 (外務省大阪分室: 06-6941-4700)	●	×